

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
				道路交通法は警察庁の所管である		z1100001	経済産業省	道路交通法における自動車の区分の改正	5002	50020001	11	個人（福田 誠）	1	道路交通法における自動車の区分の改正	<p>この規制改革をすることで、普通自動二輪免許で0.600リットル未満の二輪車に乗車が可能とし、0.600リットル未満の軽自動車における規制と国内規制を同様のものとすることができ、国内メーカーが現在国内向けに400CCクラス（-400CC）の製品と外国向けに600CCクラス（-600CC）の製品を製造するために二重に投資するコストを低減することが可能になり、国内メーカーの国際競争力を増強させることができる。現在日本メーカーのシェアが低下し、競争力が落ちる中で大きく寄与すると思われるため。</p>	<p>この規制改革をすることで、EUなどにおける二輪車の区分規制と国内規制を同様のものとすることができ、国内メーカーが現在国内向けに400CCクラス（-400CC）の製品と外国向けに600CCクラス（-600CC）の製品を製造するために二重に投資するコストを低減することが可能になり、国内メーカーの国際競争力を増強させることができる。現在日本メーカーのシェアが低下し、競争力が落ちる中で大きく寄与すると思われるため。</p>	警察庁のみならず、経済産業省の意見も踏まえた回答を頂きたい。	
火薬類取締法第2条 火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生を防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生を防止しおそれない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外になる。	c		<p>火薬類取締法第2条第1項第3号への規定により火薬類取締法の適用を受けないもの（適用除外火工品）は、火薬類取締法施行規則第1条の4第1号から第6号に定めるもののほか、火薬類取締法施行規則第1条の4第7号により経済産業大臣が災害の発生を防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないとして告示で指定するものと規定されているところ。</p> <p>災害の発生を防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断については、火薬の種類・量、火薬の使用目的、火薬の使用目的、火工品の構造等に鑑みて包括的に判断する必要があることから、火工品毎に個別に判断する必要があるため、具体的な判断基準等は定めることができない。</p> <p>また、適用除外火工品は、科学的データに基づいて、災害の発生を防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められた場合に当該火工品を適用除外火工品として指定されることとなり、当省では、適用除外火工品の指定を希望するものがある場合には、特に提出書類の書式等を限定することなく、事業者から御要望を提出していただいて検討を行っていることから、適用除外火工品の指定を希望する具体的な内容がある場合には、火薬類取締法所管課までご相談していただきたい。</p>		z1100002	経済産業省	火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する際の事務手続きの制度化	5003	50030001	11	佐藤貿易	1	火薬類取締法の適用除外指定を受ける際の事務手続きの制度化	<p>火薬類取締法施行規則第1条の4により、火工品でも経済産業省令で指定を受けるとされているが、その指定を受けるための申請方法、提出書類の書式、審査・判定基準等が明確となっていないため、制度を定めていただきたい。</p>	<p>火薬類取締法施行規則第1条の4により経済産業省令で指定していただき、法の適用除外を受けた複数の火工品がある。</p>		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
火薬類取締法第2条 火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生を防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生を防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外となる。	c		火薬類取締法第2条第1項第3号への規定により火薬類取締法の適用を受けないもの（適用除外火工品）は、火薬類取締法施行規則第1条の4第1号から第6号に定めるもののほか、火薬類取締法施行規則第1条の4第7号により経済産業大臣が災害の発生を防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれないとして告示で指定するものと規定されているところ。災害の発生を防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断については、火薬の種類・量、火薬の使用目的、火薬の使用の方法、火工品の構造等に鑑みて包括的に判断する必要があることから、火工品毎に個別に判断する必要があるため、具体的な判断基準等は定めることができない。また、適用除外火工品は、科学的データに基づいて、災害の発生を防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれないと認められた場合に当該火工品を適用除外火工品として指定されることとなっており、当省では、適用除外火工品の指定を希望するものがある場合には、特に提出書類の書式等を限定することなく、事業者から御要望を提出していただいて検討を行っていることから、適用除外火工品の指定を希望する具体的な内容がある場合には、火薬類取締法所管課までご相談していただきたい。		z1100002	経済産業省	火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する際の事務手続きの制度化	5003	50030002	11	佐藤貿易	2	火薬類取締法の適用除外の告示を受ける際の事務手続きの制度化	火薬類取締法施行規則第1条の4第7号により、火工品でも経済産業大臣より指定され告示を受けると火薬類取締法の適用を受けないこととされているが、その告示を受けるための申請方法、提出書類の書式、審査、判定基準等が明確となっていないため、制度を定めていただきたい。		火薬類取締法施行規則第1条の4第7号により経済産業大臣より告示していただき、法の適用除外を受けたい複数の火工品がある。	
使用済自動車の再資源化等に関する法律	来年1月以降、自動車所有者は自動車リサイクル料金を原則、新車購入時、継続検査時、または引取時に預託する義務が生じる。	b		自動車のリサイクル料金は、当該車輛が使用済となった時点から費消されるため、会計上の費用処理もその時点となる。このため、レンタカーの乗り逃げの場合も、リサイクル料金は、当該車輛が使用済となった際に費消され始めることとなる。しかし、自動車の乗り逃げ、盗難等の際の、当該車輛のリサイクル料金の扱いについては、今後整理を行う必要があると認識している。		z1100003	経済産業省	レンタカーの乗り逃げ車両のリサイクル費用（預託金）の費用化	5015	50150001	11	オリックス・レンタカー株式会社	1	レンタカーの乗り逃げ車両のリサイクル費用（預託金）の費用化	預託金については、最終所有者が使用済み車両を引き取り業者へ渡したときに費用化ができるがあるが、乗り逃げ車両については規程がない。乗り逃げの場合は、「乗り逃げ証明」などの方法で精算し、預託金の費用化を認めてほしい。		乗り逃げ車両は、発見されない限り費用化ができないため、永久に預託金が消えない。企業の経理処理として現実とかけ離れた処理であり、不自然である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
輸出貿易管理規則第1条、輸入貿易管理規則第2条等	外国為替及び外国貿易法においては、外国貿易等の対外取引が自由に行われることを基本とし、必要最小限の管理又は調整を行うこととし、国際的な平和及び安全の維持又は国民経済の健全な発展等を図るため、特定の貨物等の輸出入に際し、許可又は承認等を義務づけている。	a		手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までの限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。なお、貿易管理に係る手続等（JETRAS）については、平成16年度末までに業務・システムの最適化計画を策定する予定である。		z1100004	経済産業省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	5031	50310003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続きを徹底的に削減・簡素化することを要望する。	
輸出貿易管理規則第1条、輸入貿易管理規則第2条等	外国為替及び外国貿易法においては、外国貿易等の対外取引が自由に行われることを基本とし、必要最小限の管理又は調整を行うこととし、国際的な平和及び安全の維持又は国民経済の健全な発展等を図るため、特定の貨物等の輸出入に際し、許可又は承認等を義務づけている。	a		手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までの限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。なお、貿易管理に係る手続等（JETRAS）については、平成16年度末までに業務・システムの最適化計画を策定する予定である。		z1100004	経済産業省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	5078	50780048	11	(社)日本経済団体連合会	48	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが運用開始されたが、現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革（BPR）については未だ不十分である。ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、（1）民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、（2）申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、（3）省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続きを統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムの整備に向け、全関係省庁は強力な連携・協力を重ねて取り組むべきである。	例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、輸出入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通り各官庁ごとの手続や紙ベースでの手続が残されているのが現状である。従って、シングルウィンドウシステムが運用開始されたものの、現状では真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力強化の支障となることが懸念される。	港湾・輸出入手続に關する各官庁の協力のもと、2003年7月から港湾・輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものととはなっていない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するパリゼル条約」 「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」第2条第1項、第4条第1項 外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、輸出入貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物となる。 「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」第2条第1項、第4条第1項 外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、輸出入貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物となる。 したがって、当該船舶の輸出をしようとする者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳船等により運搬されるものであるかを問わず、パリゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受ける必要がある。ただし、現在まで当該船舶に関して承認申請の実績はない。	c	-	我が国においては、船舶のうち有害廃棄物を有するものが、船積を目的として国境を越える移動がなされる場合、当該船舶は特定有害廃棄物等（以下、パリゼル条約の対象となるもの）と見なされている。有害廃棄物の積込・分選が完了した船舶は輸出される場合、当該船舶の積込・分選が完了した船舶となることは明らかであり、輸入に際しては有害廃棄物を引き起こさない。そのためパリゼル条約でも有害廃棄物の名称や重量等の情報を船舶積込に提供することを義務付けているところであり、パリゼル条約の手続きを行わずに輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、特定有害廃棄物の国内処理の費用を削減するパリゼル法やパリゼル条約の趣旨に抵触しない。 解船目的の船舶がパリゼル条約の対象となるかについては、目的の条約で議定が協議していないのは事実であるが、目的条約としては、平成10年12月14日付、国解船一歩調停協議の解船要綱に基づき、平成11年1月22日付国解船において「アスベスト又はPCBを含む有害物質又は物質は、パリゼル条約の規制対象となる「有害廃棄物」に該当しないものである。一方、アスベスト又はPCBを含む有害物質の存在が、解船を目的とした有害廃棄物の移動がなされる場合で、当該船舶の積込・分選が完了している船舶については、パリゼル条約の規定に基づいて、輸入である船舶に該当し、当該船舶の積込・分選が完了し、その積込・分選、手続もともとの要件が満たされ、上記の目的を達成している。 従って、現にアスベスト又はPCB等パリゼル条約の規制対象となる有害物質を含む船舶が、解船を目的として国境を越える移動がなされる場合、本条約は、条約で定められた手続を行わないこととし、海陸上運送でなく、曳船等、またはパリゼル条約は輸出を認めていないものではない。パリゼル法第4条第1項に規定する特定有害廃棄物等（以下、パリゼル条約の対象となるもの）と見なされる船舶は、パリゼル法第48条第3項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受けることとなり、輸出は十分行われることとなる。」「大型船舶の船積の完了が完了したと判断する」とはならないと考える。 パリゼル法で規制対象となる船舶の解船目的の輸出にあっては、パリゼル法の手続きを経て適正に行われるよう配慮する。	21100005	経済産業省	解船等のために輸出される船舶の パリゼル法に基づく輸出手続きの廃止	5031	50310007	11	社団法人日本船主協会	7	パリゼル法に基づく輸出手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」（以下、パリゼル法）を所管する各官庁は、平成11年5月の通達により、解船等を目的とした日本種船舶の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このパリゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。	有害廃棄物の「国境を越える移動」の管理に基づくパリゼル条約は、国境を越えて自由に移動する「船舶」について全く考慮されておらず、同条約を廃止し、船舶に適用した場合多岐にわたる問題が発生する。現在もそれを対象とするかどうか自体が議論されている。実際に、同条約を船舶に適用した場合、廃棄物と何ら関係のない「船積」が「輸出」になる等実効上の問題が発生する。また、解船ワードまで自力航行する船舶に同条約が実質上求める危険物の積込を要求することは航行安全上危険であり、海難事故の危険性が高まることは環境保全上も好ましくないことである。解船船の移動を禁止するに等しいことから、解船船の輸出禁止は、船舶の汚染の軽減が阻害されることを懸念する。さらに、船舶の解船は海陸や航空運送をはじめパリゼル条約の概念にない多数の利害関係者が含まれる複雑な経済活動であり、単に「船舶の移動を越える移動を管理・禁止」することで解決できるものではない。そのため、船舶の通過時から解船への最終到着までの船舶のライフサイクルを考慮した改善が国際的な標準（IMO）で開発されており、パリゼル条約はIMOと協調しつつ議論を継続することとしている。このような状況下、船舶を同条約の対象とすることによって多くの船舶が重大な対応を迫られる中、わが国では、平成11年5月の通達により実質的に日本種船舶の輸出が不可能となっている。従って、日本種船舶の汚染の軽減を確保し、より環境に優しい船舶への代替を促進するために同通達を撤回する。				
中小企業等協同組合法第9条の2第3項	組合は、組合員の利用に支障がない場合には、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、1事業年度における組合員以外の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の10分の2を超えてはならない。組合が組合員のために行う福利厚生事業のうち共済事業についても員外利用が許容されている。また、中小企業等協同組合法に「准組合員」制度に係る規定は存在しない。	c	a	組合は、その組合員に直接の専任をすることを目的として共同事業を行う事業体であるから、その利用者は本来組合員に限られるべきである。しかしながら、組合員の利用に支障がない場合に限り、員外利用を認めることで、恒常的な事業量を確保することができ、むしろ組合の事業経営が円滑になる場合があることなどから員外利用を禁止することは逆効果である。員外利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理に関する通知を組合に対し本年度中に発出し、指導監督を図る。	21100006	経済産業省	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化	5034	50340019	11	(社)日本損害保険協会	19	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化	各種法令で定められている共済事業について、会員となる資格要件を引き上げると、共済としての特定性に基づき対象範囲を限定して頂きたい。具体的には員外利用の禁止、員外利用を直ちに禁止できない場合は員外利用比率感の厳格化、「准組合員」制度が廃止できない場合は、「准組合員」の基準厳格化・検査の一元化を求める。	認可共済と民間保険会社の保険との間には、その特定性が明確でなければならぬこととはもとより、員外利用が「准組合員」制度を認める合理的な理由が乏しく、禁止（または段階的に縮小）すべき。			

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード （予定）	制度の 所管官庁	項目 （予定）	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
商品投資に係る事業の規制に関する 法第2条 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について	基本適運により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	b		商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1を超える場合における金融商品の組み入れ比率制限を撤廃するとともに、顧客へのディスクロージャーを拡充するための関連規定を整備することについて、総合規制改革会議の指摘を踏まえて行う投資者保護法制のあり方についての検討の動向を踏まえつつ、結論を得る。		z1100007	経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5038	50380001	11	社団法人日本商品投資販売業協会	1	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が、運用財産の総額の1/2を超えている場合において金融商品を投資対象として組み入れることが可能となるが、この商品ファンドの従たる部分である「商品投資以外の投資」に関する運用規制の撤廃を要望する。	投資対象をより自由にして機動的に選択できるように、相関性の低いものを組み合わせることで、商品ファンドの安定運用の途が開かれ、投資家の期待する収益の安定性に寄与することにつながる。	本件は、「規制改革推進3か年計画等のフォローアップ結果」（平成16年度中期府公表）において、「平成16年度早期に措置する」旨を踏まえて、速やかな対応を要望する。	
商品投資に係る事業の規制に関する 法第2条 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について	基本適運により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	c	-	国内と海外の商品投資顧問業者を区別し、海外の商品投資顧問業者が運用を行うファンドに限定して組み入れ比率制限を撤廃する合理的な理由はないことから、措置は困難である。		z1100037	経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5039	50390054	41	社団法人 リース業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の顧客化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	海外におけるManaged Futures、いわゆる商品ファンドの投資対象には海外の先物市場に上場されている金融先物取引、証券先物取引等の品目が含まれている場合が多い。海外のCTAが運用を行う際に商品先物・金融先物・証券先物の資産配分をrisk/return以外の観点から行うことは稀であり、組入比率制限の撤廃により、運用対象にこだわらずに優先CTAを選択できる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商品投資に係る事業の規制に関する 法第2条 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	c	-	国内と海外の商品投資顧問者を区別し、海外の商品投資顧問業者が運用を行うファンドに規定して組み入れ比率制限を撤廃する合理的な理由はないことから、措置は困難である。		z1100037	経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5040	50400024	41	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	海外におけるManaged Futures、いわゆる商品ファンドの投資対象には海外の先物市場に上場されている金融先物取引、証券先物取引等の項目が含まれている場合が多い。海外のCTAが運用を行う際には商品先物、金融先物、証券先物の資産配分をrisk/return以外の観点から行うことは稀であり、組入比率制限の撤廃により、運用対象にこだわらずに優秀なCTAを選択できる。	
商品投資に係る事業の規制に関する 法第2条 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	c	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する一種の金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を組み入れる場合にはその組み入れ割合の上限（原則として50%未満、証券先物及び金融先物は33%未満）を定めているもの。このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品の組入比率制限から、確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは、主として商品に投資しないファンドであっても商品ファンド法により規制することとなり得るため、措置は困難である。		z1100038	経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5039	50390054	51	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品（特に預金）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	普通預金、当座預金に一体的に預金をリザーブすることは当然起こりえることであり、預金が別途に付ける特定資産となったことに伴い、預金にたいする組入比率を規制するのは合理性のない規制である。一時的に資金をリザーブする際に、特定資産にせずして、商品投資販売業者の全庫に保管することも可能であることなど。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商品投資に係る事業の規制に関する法第2条 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	c	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する一種の金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を組み入れる場合にはその組み入れ割合の上限（原則として50%未満（証券先物及び金融先物は33%未満））を定めているもの。このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品の組み入れ割合から、確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは、主として商品に投資しないファンドであっても商品ファンド法により規制することとなり得るため、措置は困難である。		z1100038	経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5040	504000024	51	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品（特に預金）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	普通預金、当座預金に一体的に資金をリザーブすることは当然起こりえることであり、預金が預金に占める特定資産となったことに伴い、預金にたいする組み入れ比率を規制するのは合理性のない規制である。一時的に資金をリザーブする間に、預金を選択せずに、商品投資販売業者の全庫に保管することも期待することとなる。	
商品投資に係る事業の規制に関する法第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c	-	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資家がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。 なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。		z1100008	経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	5038	503800003	11	社団法人日本商品投資販売協会	3	クーリング・オフの撤廃	「商品投資に係る事業の規制に関する法」第19条（書面による解除）は、いわゆるクーリング・オフの規定であるが、撤廃を要望する。	商品ファンドは、多くの投資家による資金を集めて運用にまわされるものであるが、契約が終了しても解除期間が設けられているため、運用に向けて資金投下が出来ないことによる投資機会の逸失が発生する可能性がある。ひいては、これは他の投資家の利益をそく要因にも繋がりがかねない。	このクーリング・オフ規定は、金融商品販売法が制定される以前は、業者と投資家との間における情報量の格差等による実質的不平等性を補完する主旨背景があったと解釈されるが、金融商品販売法が制定されたことにより、同法第3条の説明義務の履行により、また第4条損害賠償責任に服することにより実質的不平等性を補完し、更に投資家に求められている自己責任原則の精神をもって、両者間の法的安定性が図られているものと考ええる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード （予定）	制度の 所管官庁	項目 （予定）	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
商品投資に係る事業の規制に関する 法第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c		商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。 なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。		z1100008	経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	5039	50390054	31	社団法人 リース業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	商品ファンド事業の実務においては、買付請求、申し込み、契約締結、資金の払戻と投資家が能動的に判断する場面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースはほぼ存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払戻後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの撤廃を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するから、投資信託にも即効クーリングオフを適用すべきである。	
商品投資に係る事業の規制に関する 法第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c		商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。 なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。		z1100008	経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	5040	50400024	31	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	商品ファンド事業の実務においては、買付請求、申し込み、契約締結、資金の払戻と投資家が能動的に判断する場面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースはほぼ存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払戻後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの撤廃を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するから、投資信託にも即効クーリングオフを適用すべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商品投資に係る事業の規制に関する法第32条第2項第1号 商品投資に係る事業の規制に関する法第11条	商品投資顧問業の許可の基準のひとつに、資本金が1億円以上の規定がある。	b		商品投資顧問業の最低資本金は、許可会社の継続性、安定性及び適切な業者の参入防止の観点から算出し、1億円としているが、証券投資顧問業（一任業務）の最低資本金が1億円から5000万円に軽減されたことを踏まえ、商品投資顧問業についても資本金を軽減することが、投資家保護の観点から問題がないか考慮しつつ、見直しの必要性について検討する。		z1100009	経済産業省	商品投資顧問業の資本金要件の軽減	5038	50380004	11	社団法人日本商品投資販売業協会	4	商品投資顧問業の資本金要件の軽減	商品投資顧問業の許可にあたる資本金要件の軽減を要望する。	国内における商品投資顧問業の参入が済み、商品ファンドの運用委託先が増えることによって、商品設計上の幅が広がる。併せて、投資家に運用商品の幅広い選択を提供できることになる。	欧米では、CTAは登録制で、自己運用で好結果を残した投資家が、他人の資産も運用するといった形で多くのCTAが参入している。これに対して国内の商品投資顧問業者は株式会社でかつ資本金が一億円以上の要件が付けられている。今後の商品ファンドの発展を考えると、CTAの育成は必要不可欠であり、顧問業者の資本金要件の緩和を要望する。運用に携わる顧問業者は優勝劣敗という「結果の不等」、世界であることはいずれでもないものの、「機会の平等」の観点より、認可証券投資顧問業者の最低資本金額（5000万円）並を要望する。	
投資事業有限責任組合契約に関する法律	左記法律については、第159回通常国会において、改正法案を提出。平成16年4月14日に可決・成立し、同月30日に施行済み。	c		本法の目的である「事業者への円滑な資金供給」という観点から、第159回通常国会において、中小企業要件や未公開企業要件を撤廃するとともに、社債・金銭債権の取得、金銭の貸付けなどファンドの機能を追加する改正がなされたところ。本件については、他の法律などとも比較検討を行った結果、本法の目的にかんがみ、投資事業有限責任組合法の改正によっては対応できないという結論を得た。		z1100010	経済産業省	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	5039	50390011	11	社団法人 リース業協会	11	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付け」が認められた。しかし、投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付け」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けず、純粋なビークル法制とするべき。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社（以下TMK）の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。（特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるなど使い勝手が悪くなってしまっている。）	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。昨年、同要望に対して経済産業省から「より一般的投資ファンド法制を整備するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第9号）を改正し、（個人がプロカ）の観点も必要と思われる。<*> エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかが判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うおとずる際、重大な留意となる。<*> 整備と併せ、私法上の日本版LSC制度の創設を図ることについて検討し、結論を得る。合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。」と回答があった。早急な見直しを期待する。	<*> 出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な犯罪と思われる。これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を撤廃法の特組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性（個人がプロカ）の観点も必要と思われる。<*> エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかが判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行う際、重大な留意となる。<*> 整備と併せ、私法上の日本版LSC制度の創設を図ることについて検討し、結論を得る。合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。」と回答があった。早急な見直しを期待する。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード （予定）	制度の 所管官庁	項目 （予定）	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	b		本省においては対応済み。今後とも各案件ごとに検討。外周については、可能な限り早期に実施するべく検討中。		z1100011	経済産業省	国・地方自治体向け金融債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金融債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の連絡要件の障害となっている。	
中小企業信用保険法第3条第5項 中小企業信用保険法施行令第1条の3	保証付債権の譲渡対象先は銀行等の金融機関などに限定されている。	b		金融機関の不良債権の円滑な処理や債務者の再生については、今後とも促進を図っていく必要がある。一方で、保証付債権の譲渡対象先を広げることが、中小企業者をはじめとした関係者にどのような影響を及ぼすのかについては、慎重に見極める必要がある。今後、関係機関との協議等を通じて、適切な制度のあり方を検討してまいりたい。		z1100012	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	5039	50390025	11	社団法人 リース事業協会	25	信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	中小企業保険法により信用保証協会保証付債権の譲渡の相手方としては銀行等の金融機関と整理回収機構・産業再生機構に限定されている。現在、金融庁策定の「レバレッジアップ・アクションプラン」の「金融再生703」等に基づき、各金融機関は「P型」の再生ファンド、P・B・S会社などを活用し、債務者の再生を図ることを積極的に企図しているが、再生ファンド・P・B・S会社に保証付債権の売却ができないことが、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生にとって大きな障害要因となっている。一方で、保証付債権が整理回収機構・産業再生機構に譲渡された債務者に対しては同じく中小企業保険法により「P型」が保証の拡充が図られており、官民格差が大きい。よって、法改正あるいは、一定の条件（e x 再生支援協議会が認定した再生計画案に基づく、債権譲渡であれば認める）を付したうえで、信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大を強く要望するもの。	債務者の再生を前提とした信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大により、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生が加速化することが期待できる。	具体的要望内容と同様	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード （予定）	制度の 所管官庁	項目 （予定）	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
外国為替及び外国 貿易法第26条第1 項（外国投資家の 定義）、第29条（事 前届出）、第55条の 5（事後報告）	現行外為法に基づき、外国投資家か どうかの判断は、「非居住者である個人 」または「外国法令に基づいて設立 された法人その他の団体または外国 に主たる事務所を有する法人その他 の団体」により直接又は間接に保有さ れる議決権の合計が50%を超えるもの に関しては、一人又は一社あたりの 持分比率に関係なく、総数が5 0%以上であれば、「外国投資家」を みなしている。	c		（理由） ご指摘の点については、多数の外国 機関投資家が株式市場で株式を取得 した場合であっても、個々の投資家間の 関係がどのようなものであるかにつ いて外形では判断できないことから、 適用除外とすることは不適当である。 また、仮に、個別に審査することとした 場合には、手続が煩雑となり、投資家 等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全 保障等に支障をきたすこととなるお それがある業種等限られた業種につ いて事前届出制としているが、外国人 による企業支配を管理する観点から、 非居住者等の議決権比率の合計が 50%以上である場合を対象とすること が適当である。同様に、事後報告につ いても、国際収支統計や事業所管官 庁において取引の実態を把握する観 点から外国資本の流入の状況を把握 する必要があり、非居住者等の議決 権比率の合計が50%以上である場合 を対象とすることが適当である。		z1100013	経済産業省	外為法に基づく「外国投資家」規制の 適用除外	5039	50390032	11	社団法人 リース事業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の 適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者 である個人」または「外国法令に基づい て設立された法人その他の団体または 外国に主たる事務所を有する法人その他 の団体」により直接または間接に保有さ れる議決権の合計が50%以上を占める 法人に關し、株式公開企業で極めて多数 の外国機関投資家が株式市場で株式を 取得したことによって、その保有比率合 計が50%以上となってしまったような場 合には、実質的に外国人が事業を支配し ている場合に当たらないもので、何らか の適用除外を検討いただきたい。例え ば、上場会社の場合、株主1名の議決権 比率が20%未満である場合などは、当該 法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除 外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企業 への経営支配を管理するのが目的であ る。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に 外国人が支配している場合に当たらない ケースでこの規制を適用する必要性はな いものと考えられる。	
外国為替及び外国 貿易法第26条第1 項（外国投資家の 定義）、第29条（事 前届出）、第55条の 5（事後報告）	現行外為法に基づき、外国投資家か どうかの判断は、「非居住者である個人 」または「外国法令に基づいて設立 された法人その他の団体または外国 に主たる事務所を有する法人その他 の団体」により直接又は間接に保有さ れる議決権の合計が50%を超えるもの に関しては、一人又は一社あたりの 持分比率に関係なく、総数が5 0%以上であれば、「外国投資家」を みなしている。	c		（理由） ご指摘の点については、多数の外国 機関投資家が株式市場で株式を取得 した場合であっても、個々の投資家間の 関係がどのようなものであるかにつ いて外形では判断できないことから、 適用除外とすることは不適当である。 また、仮に、個別に審査することとした 場合には、手続が煩雑となり、投資家 等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全 保障等に支障をきたすこととなるお それがある業種等限られた業種につ いて事前届出制としているが、外国人 による企業支配を管理する観点から、 非居住者等の議決権比率の合計が 50%以上である場合を対象とすること が適当である。同様に、事後報告につ いても、国際収支統計や事業所管官 庁において取引の実態を把握する観 点から外国資本の流入の状況を把握 する必要があり、非居住者等の議決 権比率の合計が50%以上である場合 を対象とすることが適当である。		z1100013	経済産業省	外為法に基づく「外国投資家」規制の 適用除外	5040	50400027	11	オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の 適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者 である個人」または「外国法令に基づい て設立された法人その他の団体または 外国に主たる事務所を有する法人その他 の団体」により直接または間接に保有さ れる議決権の合計が50%以上を占める 法人に關し、株式公開企業で極めて多数 の外国機関投資家が株式市場で株式を 取得したことによって、その保有比率合 計が50%以上となってしまったような場 合には、何らかの適用除外を検討いた だきたい。例えば、上場会社の場合、株主 名の議決権比率が20%未満である場合 などは、当該法の規制の趣旨の範囲外で あり、適用除外とする措置等を検討いた だきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関 投資家が株式市場で株式を取得したこと によって、その保有比率合計が50%以上 となってしまったような場合に、外国為替 及び外国貿易法第27条の事前届出およ び第55条の5の事後報告を義務付けるの は適則ではないかと思われる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
中小企業信用保険 法第3条第1項、 中小企業信用保険 法施行令第1条の2	信用保証協会の保証は原則として 全額保証となっている。 信用保証取扱機関の対象として、 ファイナンス会社等は対象外としてい る。	b		民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置としては、部分保証の導入が考えられる。部分保証に関しては、中小企業への貸し渋りにつながる可能性があるとの声にも留意する必要がある一方で、金融機関との適切なリスク分担を図る観点からその推進が求められている。こうした認識のもと、売掛債権担保融資保証制度等、一部制度で部分保証を導入してきたところであり、今後、さらに検討を進めていくことが必要と考える。 また、現在信用補充制度の対象としていないファイナンス会社などは、中小企業の資金供給に一定の役割を果たしているものの、その実態は極めて多様であり、現行の対象金融機関については、旧債権の防止等の実効性が確保されるかどうか等の懸念もあることから、我が国及び諸外国の実態や制度等も十分踏まえつつ、慎重に対応していくことが必要である。		z1100014	経済産業省	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	5039	50390033	11	社団法人 リース業協会	33	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小事業者に対する債務保証制度を見直すことを要望する。	中小事業者の資金調達の円滑化が期待できる。	健全な経営を行う中小事業者や新規事業者の資金調達の円滑化を図る施策は必要であるが、公的機関の債務保証制度については、民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置を講じる必要がある。また、資金の供給者特定の金融機関に限定する現行の制度は、金融サービスを提供する事業者のイコールファイティングという観点から見直すべきである。	
商品投資に係る事業の規制に関する 法第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資 契約等を締結した際に契約内容を示 した書面を交付することとなっている。	c		契約成立時交付書面（17条書面）とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が生ずることを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。 また、契約成立前交付書面（16条書面）とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容（商品ファンドの概要）を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。 上記のとおり、これらは数々が環状を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えられている。 よって、契約成立時交付書面（17条書面）を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。 また、当該書面の記載内容については、昨年度における要望に基づき検討した結果、一部記載事項（「顧客の商号、名称又は氏名及び住所。」）を緩和している。（商品投資販売業者の業務に関する命令の一部を改正する命令（平成16年3月31日附））		z1100015	経済産業省	契約成立時交付書面の全面撤廃	5039	50390054	21	社団法人 リース業協会	54	商品ファンドに係る規制緩和・緩和	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後と取られる可能性もあるために慎重が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録（契約成立前書面）を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に明確な、金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証券法など、他の類似の法においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
商品投資に係る業務の規制に関する法第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	c		契約成立時交付書面（17条書面）とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。 また、契約成立前交付書面（16条書面）とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容（商品ファンドの概要）を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。上記のとおり、これらは旨々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えられる。 よって、契約成立時交付書面（17条書面）を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。また、当該書面の記載内容については、昨年度における要望に基づき検討した結果、一部記載事項（「顧客の商号、名称又は氏名及び住所」）を緩和している。（商品投資販売業者の業務に関する命令の一部を改正する命令（平成16年3月31日施行））		z1100015	経済産業省	契約成立時交付書面の全面撤廃	5040	50400024	21	オリックス	24	商品ファンドに係る規制緩和・緩和	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録書（契約成立前書面）を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することで、情報開示には立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証拠法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。	
特定商取引に関する法第11条、第2条の2	販売事業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電子メールにより広告するときは、相手方が広告メールの受け取りを希望しない旨の意思表示を表示するための連絡方法等を表示しなければならない。また、広告メールの受け取りを希望しない旨の意思表示を受けているときは、その者に対し、再度広告メールの提供を行ってはならない。	c		特定商取引法は、事業者と消費者との間でトラブルを生じやすい特定の取引を公正にし、一般消費者等が不当な損害を被ることを防止するための法律である。本法の適用除外を拡大することについては、消費者保護の観点から、慎重な検討が必要である。「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員」との関係は、会社の内部自治の範囲を超えたものであり、消費者保護の観点からも、本法の適用除外とすることは不適切であると考えられる。		z1100016	経済産業省	電子メールによる広告規制について	5039	50390057	11	社団法人 リース事業協会	57	電子メールによる広告規制について	電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	事業者の効率性の向上	グループ会社の従業員に対して、事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せずに一括送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がるとは考え難い。昨年、同要望に対して経済産業省から「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員に対する、内部自治の問題であるとは考えず、特定商取引に関する法律の適用除外とすることは困難である。」との回答が示された。また、総務省から、「今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないもの」と考えるが、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない」との回答が示された。特定商取引に関する法律について、株式の過半数を保有する会社を子会社として内部自治の問題の範疇と考えることは可能と思われる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
特定商取引に関する法律第11条、第2条の2	販売事業者又は役務提供者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電子メールにより広告するときは、相手方が広告メールの受け取りを希望しない旨の意思表示を表示するための連絡方法等を表示しなければならない。また、広告メールの受け取りを希望しない旨の意思表示を受けているときは、その書に対し、再度広告メールの提供を行ってはならない。	c		特定商取引法は、事業者と消費者との間でトラブルを生じやすい特定の取引を公正にし、一般消費者等が不当な損害を被ることを防止するための法律である。本法の適用除外を拡大することについては、消費者保護の観点から、慎重な検討が必要である。「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員」との関係は、会社の内部自治の範囲を超えたものであり、消費者保護の観点からも、本法の適用除外とすることは不適切であると考えらる。		z1100016	経済産業省	電子メールによる広告規制について	5040	50400030	11	オリックス	30	電子メールによる広告規制について	電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	事業者の効率性の向上	グループ会社の従業員に対して、事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せずに一斉送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がることは考え難い。昨年、同要望に対して経済産業省から「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、特定商取引に関する法律の適用除外とすることは困難である。」との回答が示された。また、総務省から、「今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないものと考え、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない」との回答が示された。特定商取引に関する法律について、株式の過半数を保有する会社を子会社として内部自治の問題の範疇と考えることは可能と思われる。	
投資事業有限責任組合契約に関する法律	左記法律については、第159回通常国会において、改正法案を提出。平成16年4月14日に可決・成立し、同月30日に施行済み。	c		本法の目的である「事業者への円滑な資金供給」という観点から、第159回通常国会において、中小企業要件や未公開企業要件を撤廃するとともに、社債・金銭債権の取得、金銭の貸付けなどファンドの機能を追加する改正がなされたところ。本件については、他の法律などとも比較検討を行った結果、本法の目的にかんがみ、投資事業有限責任組合法の改正によっては対応できないという結論を得た。		z1100017	経済産業省	有限責任組合制度の整備/取得財産の限定の廃止	5040	50400010	11	オリックス	10	有限責任組合制度の整備/取得財産の限定の廃止	「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付け」が認められた。しかし、投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付け」の追加に限らず、対象資産の制限を設けず、純粋なビークル法制とするべき。	有限責任組合により、不動産、動産を取得する。	・責任の有限性を担保するための制度の整備の必要性は、投資対象の相違によって異なるのではなく、ビークル法制で投資対象を制限すべき理由は無い。(米国にはこのような制限はないとも考慮すべきである。) ・投資は、いろいろな規模、対象物等があって、投資の相違はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。合資会社を利用すべしというのはニーズに合わない。 ・経済活性化のためにリスクマネーを投資に向かわせて動きやすくすることが重要である。投資スキームのためのビークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要であり、リミテッド・パートナーシップ法の整備を要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
中小企業信用保険法第3条第1項、中小企業信用保険法施行令第1条の2	信用保証協会の保証は原則として全額保証となっている。信用保証取扱機関の対象として、ファイナンス会社等は対象外としている。	b		民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置としては、部分保証の導入が考えられる。部分保証に関しては、中小企業への貸し流りにつながる可能性があるとの声にも留意する必要がある一方で、金融機関との適切なリスク分担を図る観点からその推進が求められている。こうした認識のもと、売掛債権担保保証制度等、一部制度で部分保証を導入してきたところであり、今後、さらに検討を進めていくことが必要と考える。 また、現在信用補充制度の対象としていないファイナンス会社などは、中小企業の資金供給に一定の役割を果たしているものの、その実態は極めて多様であり、現行の対象金融機関については、旧債権の防止等の実効性が確保されるかどうか等の懸念もあることなどから、我が国及び諸外国の実態や制度等も十分踏まえつつ、債権に対応していくことが必要である。		z1100018	経済産業省	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	5040	50400017	11	オリックス	17	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小事業者に対する債務保証制度を見直すことを要望する。	中小事業者の資金調達の円滑化が期待できる。	健全な経営を行う中小事業者や新規事業者の資金調達の円滑化を図る施策が必要であるが、公的機関の債務保証制度については、民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置を講じる必要がある。また、資金の供給者を特定の金融機関に限定する現行の制度は、金融サービスを提供する事業者のイコールフットイングという観点から見直すべきである。	
中小企業信用保険法第3条第5項、中小企業信用保険法施行令第1条の3	保証付債権の譲渡対象先は銀行等の金融機関などに限定されている。	b		金融機関の不良債権の円滑な処理や債務者の再生については、今後とも促進を図っていく必要がある。一方で、保証付債権の譲渡対象先を広げることが、中小企業者をはじめとした関係者にどのような影響を及ぼすのかについては、慎重に見極める必要がある。今後、関係機関との協議等を通じて、適切な制度のあり方を検討してまいりたい。		z1100019	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	5040	50400018	11	オリックス	18	信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大	中小企業保険法により信用保証協会保証付債権の譲渡の相手方としては銀行等の金融機関と整理回収機構・産業再生機構に限定されている。現在、金融庁策定のルーレーション・アクション・プラン、金融再生7035等に基づき、各金融機関はデフォルトの再生ファクト、サビリ会社などを活用し、債務者の再生を図ることを積極的に企図しているが、再生ファクト、サビリ会社に保証付債権の売却ができないことが、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生にとって大きな障害要因となっている。一方で、保証付債権が整理回収機構・産業再生機構に譲渡された債務者に対しては同じく中小企業保険法によりセーフティ保証の拡充が図られており、官民格差が大きい。よって、法改正あるいは、一定の条件（e x再生支援協議会が認定した再生計画案に基づく、債権譲渡であれば認める）を付したうえで、信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大を強く要望するもの。	債務者の再生を前提とした信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大により、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生が加速化することが期待できる。	具体的要望内容と同様	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
	<p>省エネルギー・省資源対策推進会議 省庁連絡会議決定文（以下、「決定文」）の、5ページで「冷房中の室温が28を下回らないよう適切に調整する等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと」については、省エネルギー対策の観点から、目安として28を下回らないようにする旨を記載しているものである。過度の冷房を抑制するために具体的に温度を明示しており、次に続く「エネルギー消費について適正な管理を行うこと」が協賛法（省エネルギー法）</p> <p>「夏季の省エネルギー対策について」（省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定文） 「労働安全衛生法 事務所衛生基準規則第5条第3項</p>	a	<p>省エネルギー・省資源対策推進会議 省庁連絡会議決定文の表現の変更の検討</p>	<p>省エネルギー・省資源対策推進会議 省庁連絡会議決定文については、「28を下回らないよう」という表現に示されており、「28」は努力目標として定められているもので、「エネルギー消費について適正な管理を行うこと」の具体例として掲げられている。一方、事務所衛生基準規則については、健康的な労働環境の確保のため必要なものとして定められている。</p> <p>従って、「28を下回らないよう」という表現が要望内容にあるような問題を生じさせるのであれば、事務所衛生基準規則と整合性がとれる表現となるよう当省として17年度の決定文策定の際に、実現に向けた取組を行う。</p>		z1100020	経済産業省	事業所の室温等規制にかかる、規制の整合性確保	5042	50420008	11	ソニー㈱	8	事業所の室温等規制にかかる、規制の整合性確保	省エネルギー・省資源対策推進会議指針、労働安全衛生法事務所衛生基準規則第5条第3項の両規定の整合性を保持する方向で（例えば指針と規則の数値統一化、または規則の基準緩和など）、規定に資するものと考え、	省エネルギーの観点から規定が整理された場合、夏場では状況に応じて冷房の温度を高めめに設定できるため、省エネ対策の整理につき検討されたい。	<p>内閣に設置されている省エネルギー・省資源対策推進会議は毎年、同会議の決定事項（以下、指針）として「夏季の省エネルギー対策について」を出している（実施状況について経済産業省省エネルギー庁が毎年、調査している）。そこでは住宅、ビル等におけるエネルギー管理につき、「冷房中の室温が28を下回らないよう適切に調整する等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと」としている（室温は規定なし。冬季は20以下）。しかし、労働安全衛生法事務所衛生基準規則第5条第3項では「事業所は中央管理方式の空調調設備を設けている場合は、夏の室温が17度以上28度以下及び相対湿度が40パーセント以上70パーセント以下になるように努めなければならない」との「運用上」の矛盾が生じており問題である。</p> <p>室温等規制につき、指針については直接、国民の権利義務にかかわる規定ではないが、政府として企業としてコンプライアンスを推進する観点から、指針から指針と努力規定が定められている以上、適切にそれらに資するよう、取り組んでいく必要がある。したがって両規定の趣旨に照らせば、夏場であれば両規定を満たす室温は28ということになるが、事務所エリアの空調は±2-3程度の制御が実現しており、28に準拠することは困難に思われ、両規定に整合性を保持する必要があると考え、</p>	
関税暫定措置法第2条第1項	<p>高級紙C重油の関税率は、3.202円/KLである。</p>	b		<p>石油関税は平成17年度末まで財政関税として位置づけられているため、現時点では関税率を見直すことは困難であるが、平成18年度以降の高濃度C重油関税の在り方については、平成17年度末までに見直しを行う。</p>		z1100021	経済産業省	ハイサルファーC重油の関税の撤廃もしくは見直し	5043	50430001	11	日本製紙連合会	1	ハイサルファーC重油の関税の撤廃もしくは見直し	<p>現行の重油関税率（平成17年度末まで）、ハイサルファーC重油の関税率は3.202円/KLであるが、基本税率（390円/KL）へ軽減するが懸念して欲しい。</p>	我が国産品の国際競争力強化のために、是非ともハイサルファーC重油の関税を撤廃もしくは基本税率まで早急に引き下げて欲しい。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード （予定）	制度の 所管官庁	項目 （予定）	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
石油の備蓄の確保等に関する法律	（１）我が国への石油供給が不足する等の事態が生じた場合においても、石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するためである。（２）我が国は、原油5000万KLの国家備蓄に加え、石油精製業者等に対して前12か月の石油生産量等の70日分を基準備蓄量とする備蓄義務を課している。	c		（１）石油備蓄は、我が国への石油の供給が不足する等の事態が生じた場合においても石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するためである。（２）自家消費用の石油について備蓄義務を軽減した場合、我が国の石油安定供給を確保するために必要な民間備蓄の水準が維持できなくなる恐れがあり、緊急時において国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に問題が生じることとなる。このため、自家消費用の石油についても備蓄義務を課しているところである。（３）国際的にも、IEAにより、他人に譲り渡すか自己で消費するかを問わず純輸入量に対して90日分の備蓄義務が課せられているとともに、実際に主要国においても、民間企業の自家消費用の輸入にも備蓄義務が課せられている。（４）なお、備蓄石油を保有することに伴う負担の軽減のために、備蓄義務者に対しては、従来より備蓄石油購入資金に対する低利融資を実施している。		z1100022	経済産業省	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	5043	50430002	11	日本製紙連合会	2	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	石油の備蓄の確保等に関する法律で輸入業者（ハイサルファーC重油輸入の需要家等）も70日分の備蓄を義務付けられているのを免除して欲しい。		現在、ハイサルファーC重油を輸入するためには、需用家が70日分の備蓄をしなければならぬ（輸入量1日当たり使用量の70日分）。当業界の重油使用量は総エネルギーの1/3を占めているため、備蓄に係わるコストが国際競争力の低下を招いている。	
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法	・小売電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者）に対し、毎年度、販売する電力量に応じて、基準利用量以上の新エネルギー等（風力、太陽光、地熱、中小水力、バイオマス）電気を利用することを義務づける法律。 ・義務履行には経済産業大臣の認定を受けた設備を用いて発電された新エネルギー等電気が用いられる。 ・経済産業大臣の設備認定を受けるためには、発電設備及びその発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合している必要がある。	d		（要望内容に不明確な点があったことから、趣旨を推定し回答するもの。） ・本法（以下、RPS法）では、電気事業者に対し、毎年度、基準利用量以上の新エネルギー等電気の利用を義務づけていることから、当該電気の量を的確に測定（計量）することが必須となっている。 ・また、一般に計量に用いる計器等については、計量法（平成4年法律第51号）の規定を遵守する必要があるため、上記の電気の量の測定に供する電力計についても、設備認定の際に、計量法の規定に違反していないことを確認している。 ・したがって、「要請理由」にある「電力測定設備」が、RPS法第5条に基づく新エネルギー等電気の利用に供する電気の量を測定するための電力計を指し、「要望理由」にある「測定設備製造元の試験結果」によって、当該「電力測定設備」が計量法第16条の規定に違反していないことが証明されれば、上記要件を満たすための既存の設備の処置は不要となる。		z1100023	経済産業省	新エネルギー測定設備の選択制導入	5043	50430005	11	日本製紙連合会	5	新エネルギー測定設備の選択制導入	経済産業省令に沿う設備だけでなく、測定設備製造元の試験結果を使用させて欲しい。		「新エネルギー等発電設備認定」において、電力測定設備は経済産業省令で定める「新エネルギー等電気の供給量を的確に計測できる構造であること」とされており、既存の設備を利用する場合は省令に沿うべく処置せねばならず、その費用が数百万円、更に数ヶ月の日数を要する。新エネルギーについては、入熱（燃料）の発熱量、成分測定値のばらつきが大きいので、出熱（発電量）測定精度を上げて意味が無い。測定設備製造元の試験結果を使用させて欲しい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
高圧ガス保安法第4条 容器保安規則第6条 第7条 第16条 第17条	1. 容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、高圧ガス保安協会等が経済産業省令で定める方法により容器検査を受け、これに合格したものと認められ、当該容器を譲渡し又は引き渡してはならない。 2. 容器検査においては、その容器が経済産業省令で定める容器の規格に適合するときは、これを合格とする。	b	1. LPガス自動車の燃料容器・付属品のUN-ECE基準67号への適合 事業者が実験データを取得し例示基準を作成・提出し、第3者機関(高圧ガス保安協会)による安全性の検証、評価が行われ、経済産業省において安全性が確認されれば例示基準の制定及び省令の改正を1年以内に行う。 2. UN-ECE基準67号適合の燃料容器・付属品の国内検査の省略 1. の措置が講じられた後、登録を受けて外国において本邦に輸出される容器の製造の事業を行う者(外国登録容器製造業者)が製造した容器であって、別印等がなされているものについては、容器検査は不要となる。	(3. については、高圧ガス保安法上の規制に関する事項ではないため、回答する立場にない)	21100024	経済産業省	LPガス自動車における燃料容器・付属品のUN-ECE自動車基準67号との整合化・相互認証化	5058	50580001	11	コープ低公害車開発 株式会社	1	LPガス自動車における燃料容器・付属品のUN-ECE自動車基準67号との整合化・相互認証化	1. LPガス自動車の燃料容器・付属品のUN-ECE基準67号(LPG車の構造)への整合 2. UN-ECE基準67号適合の燃料容器・付属品の国内検査の省略 3. 日本におけるUN-ECE基準67号の検査認証機関を高圧ガス保安協会を指定 現在のLPガス自動車では「燃料タンク」「バルブ等」と「自動車本体」が、それぞれ高圧ガス保安法と道路運送車両の保安基準の2つで規制されている。ところが、高圧ガス保安法は、自動車の附属基準として日本も批准しているUN-ECE基準67号の適合品は、部品単位、車両組み込みの完成車状態でも、国内で再度検査を求められ、事実上輸入が不可能になっている。また、日本で容器検査のために車両から取り出すと、国土交通省の型式認定取得が困難で、世界最前段で「自動車全体の国際基準」としてECE基準又はグループA協定として相互認証又は認証品の受入(国内検査の省略)が行われている。高圧ガス保安法において「UN-ECE基準67号との整合化」が行われ、国際基準と整合化が行われる事で、海外で大規模流通している(約30万台)部品を使用したLPガス自動車のコストダウンによる消費者メリット、国内自動車メーカーのLPガス自動車の輸出可能性が出てくる。また、現在は日本国内で使われているという矛盾を抱えており、経済的損失は極めて大きく、日本においても燃料容器・付属品部分については、現状の高圧ガス保安協会等を認証機関とすることで海外における競争力強化となるため整合性を求めるものである。且、本件に関して平成11年に当社からも内閣府OTO室を通じて要望をしたが、状況は変化していない。	・UN-ECE基準67号に適合した部品を使用したLPガス自動車の販売、改造 ・UN-ECE基準67号に整合した部品を使用した海外LPガス自動車の国内販売 ・海外向けにUN-ECE基準67号に適合したLPガス自動車の輸出 ・市販燃費 約1割削減	現状のLPガス自動車では「燃料タンク」「バルブ等」と「自動車本体」が、それぞれ高圧ガス保安法と道路運送車両の保安基準の2つで規制されている。ところが、高圧ガス保安法は、自動車の附属基準として日本も批准しているUN-ECE基準67号の適合品は、部品単位、車両組み込みの完成車状態でも、国内で再度検査を求められ、事実上輸入が不可能になっている。また、日本で容器検査のために車両から取り出すと、国土交通省の型式認定取得が困難で、世界最前段で「自動車全体の国際基準」としてECE基準又はグループA協定として相互認証又は認証品の受入(国内検査の省略)が行われている。高圧ガス保安法において「UN-ECE基準67号との整合化」が行われ、国際基準と整合化が行われる事で、海外で大規模流通している(約30万台)部品を使用したLPガス自動車のコストダウンによる消費者メリット、国内自動車メーカーのLPガス自動車の輸出可能性が出てくる。また、現在は日本国内で使われているという矛盾を抱えており、経済的損失は極めて大きく、日本においても燃料容器・付属品部分については、現状の高圧ガス保安協会等を認証機関とすることで海外における競争力強化となるため整合性を求めるものである。且、本件に関して平成11年に当社からも内閣府OTO室を通じて要望をしたが、状況は変化していない。	参考資料 ・平成11年旧通産省規制課和要望事項 ・平成11年旧経済企画庁(現内閣府)OTO申し立て内容 ・駐日欧米委員会代表部 要望事項 ・UN-ECE基準とは	
高圧ガス保安法第4条 容器保安規則第6条 第7条 第16条 第17条	1. 液化石油ガス自動車燃料装置用容器については、経過年数20年未満のもの、6年ごと、経過年数20年未満のものは2年ごとに容器再検査を行わなければならない。 2. 溶接容器の再検査においては、外観検査及び耐圧試験等を行う。	b	事業者が実験データを取得・提出し、安全性を検証、評価した上で、安全性が確認されれば経済産業省において省令の改正を1年以内に行う。		21100025	経済産業省	LPガス自動車における燃料容器・付属品の検査方法の変更	5058	50580002	11	コープ低公害車開発 株式会社	2	LPガス自動車における燃料容器・付属品の検査方法の変更	LPガス自動車において、燃料タンクとしての容器・付属品の検査周期は6年であり、車検時に整合せずかつ検査時には燃料容器を取り出し、耐圧検査とバルブを交換し再検査する。しかし、諸外国では15年の使用期間に基づき車検時に車載したまま検査している。日本においてはLPガス(2-8気圧)より更に高圧(200気圧)CNG車において容器検査は、車両搭載のまま車検時に合わせて分解検査がない。LPガス自動車についても、CNG車と同様に15年の容器期限と再検査方法の変更を求める。	LPガス自動車とCNG自動車での検査条件が異なる事はユーザーにとり不便である。本来は同等の点検整備条件にて、双方の利点を生かすつつ低公害化を図るべきであるが、200気圧という高圧ガスを使用するCNG車が、車両搭載のまま分解整備を要せず検査でき、2気圧程度の高圧LPガスを使用する自動車が、車両から下ろし分解検査が必要な明確な理由がなく、過去に平成9年に要望をしたが、検査方法は変更されず、検査期間が4年から6年に延長されたのみで、車検整備や点検方法の変更はされなかった。	トラック・乗用車等で同等の使用条件のLPガス自動車とCNG自動車での検査条件が異なる事はユーザーにとり不便である。本来は同等の点検整備条件にて、双方の利点を生かすつつ低公害化を図るべきである。200気圧という高圧ガスを使用するCNG車が、車両搭載のまま分解整備を要せず検査でき、2気圧程度の高圧LPガスを使用する自動車が、車両から下ろし分解検査が必要な明確な理由がなく、過去に平成9年に要望をしたが、検査方法は変更されず、検査期間が4年から6年に延長されたのみで、車検整備や点検方法の変更はされなかった。	平成8年1月の高圧ガス及び火薬類保安審議会答申において、「容器再検査及び附属品検査に係る検査周期については、高圧ガス容器等の品質の向上にかんがみ、今後、技術的な実証その他の検討を行った上で、延長の方向で見直すべきである。」旨の指摘を受け、所管省においては、問題提起を受け、現在、関係事業者等を含めた委員会において、検査周期等の見直しも含めた容器再検査全体の今後の在り方を検討、平成年度中に結果を出すべく取り組むこととしたが、自動車用については検査期間の2年延長のみとなった。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」（平成16年3月25日 閣議決第0325001号、平成16-03-19第3号 環保企発第040325001）	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」において、有害な化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生態・生態に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質（高分子化合物を含む）を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を届け出ることとされている。	c		化学物質の構成モノマーが全て既存化学物質や届出済みの新規化学物質であっても、合成された化学物質は構成モノマーとは別の物質として有害な性質を有する可能性があることから、化審法の目的に照らして、組成が異なるポリマーはそれぞれ新規化学物質としての届出と審査を行うことが必要である。なお、各国の化学物質規制法における新規化学物質（高分子化合物を含む）の取扱いについて、OECD等の場においてその整合化に係る議論が行われており、そこで結論が得られた場合にはそれを踏まえて再検討することが適当であり、現時点で規制緩和を講ずることは時期尚早であると考えらる。		z1100026	経済産業省	化審法において全ての構成モノマーが登録されているポリマーは登録免除とする改正	5062	50620001	11	化成工業協会	1	化審法において全ての構成モノマーが登録されているポリマーは登録免除とする改正	化審法におけるポリマーの取扱いについては、一般の化学物質と同様にポリマーごとに登録することになっていますが、欧州（EINECS）や米国（TSCA）の制度と同様に、当該ポリマーの構成モノマーが既に登録されていれば、新たな登録が必要でなくなるように改正していただきたい		ポリマーは単一モノマーから成るものと複数のモノマーの組み合わせで構成されているものがあり、種類は後者が圧倒的に多数である。したがって、化審法では若干の組成の違いでも別のポリマーとして登録する必要があり、類似ポリマーのみならず規制側である国にも過大な負担をかけることになるように改正していただきたい	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」において、新規化学物質を製造又は輸入する場合にはあらかじめ届け出て判定結果を受けなければならないこととされており、判定において用いられる試験方法及び試験を実施する施設に関する優良試験所基準（GLP）が定められている。試験方法についてはOECDテストガイドラインに、GLPについてはOECD-GLP原則に準拠している。	e		化審法に関連する試験方法、GLPは左記のとおり国際的に調和している。また、これらの試験データの相互受け入れについては、OECDの「化学物質の評価におけるデータ相互受け入れに関する理事会決定」において、OECDテストガイドライン及びOECD優良試験所基準（GLP）に基づいてある加盟国（本プログラムに参加する非加盟国を含む、以下同じ。）で得られた試験データは、他の加盟国の評価においても受け入れられると規定されており、既に対応されているものである。従って、当該事項は事実確認である。		z1100027	経済産業省	化学物質の試験方法の国際統一と試験結果の相互認証の促進	5062	50620002	11	化成工業協会	2	化学物質の試験方法の国際統一と試験結果の相互認証の促進	化審法に関連して、化学物質の試験項目・試験方法の国際的な共通化および試験結果の世界的な相互認証を促進していただきたい		産業のグローバル化に伴って、1つの新規化学物質を上市する国数が増加し、それにかかる費用と時間も非常に増大しています。試験項目と規制にかかる判定基準は各国の国情によって設定されるべき部分が多いと考えられるが、試験方法及び試験結果（データ）は国際的に共通化・相互認証できる項目であり、産業のグローバル化に対応して促進されるべきである	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律 エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保の観点から、1980年に石油代替エネルギーの開発・導入の法的枠組みとして石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律が制定された。この法律により、政府は石油代替エネルギーの供給目標の策定・公表等を行うこととなっている。	b	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	これまでエネルギー供給の主要な部分を占めてきた石油については、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（代エネ法）の制定以来、我が国の石油依存度の低下、緊急時のための備蓄の充実、石油採掘開発技術の発達や非在来型石油資源の利用技術の発達などを背景とする石油の指定産量増大などの変化が生じてきている。また、OPEC等の産油国とEIA等の消費国が石油市場の安定を共通利益として認識するなど石油市場の状況も変化している。将来を展望した場合、非在来型石油資源の活用や我が国の石油調達の多様化が進展するなど、情勢は更に変化する可能性がある。一方で、中東等のエネルギー産油国を越える情勢が顕在化の度合いを強め、石油その他エネルギーの国際市場が急激に不安定化するリスクが完全に払拭されているものではない。また、近年、石油の中東依存度は上昇基調にあり、今後ともこの傾向は続くものと考えられる。したがって、代エネ法については、上記のような状況を踏まえて、幅広い観点から慎重に検討する必要がある。また、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」により、「石油代替エネルギー」であって「経済性の面における利得が重及が十分でないもの」として位置づけられている「新エネルギー」については、需要側の新エネルギーが位置づけられる等、我が国特有の定義であり、諸外債で使用されている「再生可能エネルギー」という分類とは必ずしも一致しない。新エネルギーの範囲について、統計上の分類と政策上の取扱いとは、諸外債においても、必ずしも一致するものではないが、新エネルギーのエネルギー安定供給や環境増進の意義、技術開発・普及の動向、将来見通しなどを踏まえ、今後、統計上の扱いや、我が国としてどのエネルギーを新エネルギーとして政策的に支援すべきか等、検討することが必要である。		21100028	経済産業省	「代エネ法」の廃止および「新エネ法」の見直し	5063	50630001	11	石油連盟	1	「代エネ法」の廃止および「新エネ法」の見直し	「代エネ法」を廃止し、併せて「新エネ法」における新たな利用形態として、「石油、コージェネ、残渣I G C Cなどの石油の有効利用形態も新たに対象に加えていただきたい。			二重の石油危機を経て制定された「代エネ法」や、これを適用する「新エネ法」は、「石油」という理由だけで入口段階から使用を制限する規制であり、石油の有効利用の妨げとなっている。今後は、石油、天然ガス、石炭など各エネルギーの特性を最大限活用できるような入口段階ではなく、出口（最終消費段階）で効率性、環境特性を評価できる枠組みに見直すことが、現在のわが国のエネルギー政策、即ち3つのE（安定供給の確保、環境への適合、市場原理活用）の同時達成を目指すことに合致している。	総合資源エネルギー調査会第6回需給部会（平成16年6月16日）の資料1「委員から事務局に寄せられた意見」P31以下に本要望の背景となる考え方が、資料3「2030年のエネルギー需給展望（中程とりまとめ案）」P181～2に石油代替エネルギー政策のあり方について再検討すべき、あるいは新エネルギーの定義について、その概念を再検討すべきであるとの考え方が示されている。
高圧ガス保安法第35条第4項 一般高圧ガス保安規則第2条 液化石油ガス保安規則第80条 コンピナート等保安規則第37条 冷凍保安規則第43条	第1種製造者は、高圧ガスの爆発その他の災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。	a		保安検査の基準について、民間基準が採用できるよう平成16年度中に全国的に対応することとしている		21100029	経済産業省	高圧ガス保安法における高圧ガス設備の保安検査方法の見直し	5063	50630002	11	石油連盟	2	高圧ガス保安法における高圧ガス設備の保安検査方法の見直し	高圧ガス保安設備（精製設備）に関する保安検査方法の自主基準化を認めていただきたい。	運転中に緊急遮断弁の作動試験を行うこと 安全上問題（高速道路を走りながら急ブレーキをかけるようなもの、）開放検査の際、目視による検査とあわせて非破壊検査を行うこと 目視で明らかであるにもかかわらず非破壊検査を行う意義が不明。設備、配管の肉厚検査を毎年行うこと 傾向管理を行い法定肉厚にいたる時期は指定できているにもかかわらず検査を行う意義が不明。	高圧ガス保安設備の検査方法は、政令等で詳細に定められているが、技術の発達や設備の高度化に対応しきれていない。むしろ、自主基準化することにより、使用環境や検査実績に即した現実的な保安検査が期待できる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード（予定）	制度の所管官庁	項目（予定）	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
大規模小売店舗立地法第4条	「大きな家具を扱う家具店のように店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性により以下の日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」と規定されており、「日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」に当たるとは、「大きな家具を扱う家具店」は例示に過ぎず、「当該店舗の特性により、個別に判断されるものであって、「自動販売機」など他の業種の店舗を排除しているものではない。	d		大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針について、「駐車場の必要台数の算出にあたり『日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合』に、『自動販売機』を追記すべき」との要望であるが、現行の指針においても、「大きな家具を扱う家具店のように店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性により以下の日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」と規定されており、「日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」に当たるとは、「大きな家具を扱う家具店」は例示に過ぎず、「当該店舗の特性により、個別に判断されるものであって、「自動販売機」など他の業種の店舗を排除しているものではない。実際に、当該で調査したところ、『自動販売機』を行う店舗についても、「日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」として、取り扱っている事例があった。	自動販売機を行う店舗については、ご指摘のとおり、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合が多いものと予想されるが、大規模小売店舗立地法の対象となる店舗（店舗面積1,000㎡超）のものも少なく、方に十分な情報がない。そのため、今後、自動販売機を行う店舗の日來客数に関するデータ等の根拠となるデータが示されれば、指針における例示について検討を行ってまいりたい。	z1100030	経済産業省	大規模小売店舗立地法第4条(指針)の見直し	5078	50780015	11	(社)日本経済団体連合会	15	大規模小売店舗立地法第4条(指針)の見直し	平成16年度を目途に指針の見直しを行なうこととされている。その際、駐車場の必要台数の算出にあたり「日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」に、「自動販売機」を追記すべきである。		大型家具店舗やホームセンターなどについては、大型の商品を展示するため売り場面積が必然的に大きくなること、主として耐久消費財を取り扱うため「指針」で想定されている来客数とは極端に水準が異なること、等の理由により特別に緩和措置が取られているが、商業態と同じような特性を有する自動販売機についても同様の取り扱いを認めるべきである。なお、整備のために自動車に乗って来店する顧客については、別途、整備スペースを確保しているため、指針に示されるような駐車台数は必要ない。	
石油の備蓄の確保等に関する法律	(1) 我が国への石油供給が不足する等の事態が生じた場合においても、石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するために、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、石油精製業者等に対して、全ての油種を対象に備蓄の義務を課している。(2) 国際的には、IEAは石油の輸入量の90日分につき、加盟国に対し備蓄義務を課している。(3) 我が国は、原油5,000万KLの国家備蓄に加え、石油精製業者等に対して前12か月の石油生産量等の70日分を基準備蓄量とする備蓄義務を課している。	c		(1) 石油備蓄は、我が国への石油の供給が不足する等の事態が生じた場合においても石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するためのものである。(2) 自家消費用の石油について備蓄義務を軽減した場合、我が国の石油安定供給を確保するために必要な民間備蓄の水準が維持できなくなる恐れがあり、緊急時において国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に問題が生じることとなる。このため、自家消費用の石油についても備蓄義務を課していることである。(3) 国際的にも、IEAにより、他人に譲り渡すか自己で消費するかを問わず純輸入量に対して90日分の備蓄義務が課せられるとともに、実際に主要国においても、民間企業の自家消費用の輸入にも備蓄義務が課せられている。(4) なお、備蓄石油を保有することに伴う負担の軽減のために、備蓄義務者に対しては、従来より備蓄石油購入資金に対する低利融資を実施している。		z1100031	経済産業省	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	5078	50780053	11	(社)日本経済団体連合会	53	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	備蓄義務による負担を軽減すべきである。		備蓄のコストが製油業の国際競争力の低下を招いている。なお、平成8年1月に、石油公団内に空タンク情報の提供を行う「石油タンク情報センター」が設置され、また、備蓄石油購入資金に対する低利融資が実施されているほか、既存の備蓄会社のキャパシティを活用して、小規模の備蓄義務者が容易に義務を履行できるスキームが公団内で既に実施されており、備蓄義務者の負担軽減のための対策が図られている。しかし、これらを利用しても結局のところメーカーがそのコストを負担せざるを得ない。	C重油を輸入するためには、需要家が、輸入原油1日当たり使用量の70日分を備蓄しなければならない。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
電気事業法 第54、55 条 電気事業法施行規則 第91 条 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第37 条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第16 条の2	電気事業法第54条第1項の定期検査を電気事業者が受けなければならない時期は、発電用原子炉及びその附属設備について運転が開始された日又は定期検査が終了した日以後13ヶ月を超えない時期として、同法第55条第4項の定期安全管理審査を受けなければならない時期は、発電用原子炉及びその附属設備について運転が開始された日又は原子炉発電所の通常運転が総合的な性能に関する定期安全管理審査が終了した日以後13ヶ月を超えない時期としている。	b c b	定期検査は、検査内容に応じて、経済産業省原子力安全・保安院の検査又は独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員が行っており、うち独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員については事業者の求めに応じて、土曜日、日曜日、休日又は夜間にも検査を行っている。	平成15年10月1日に実施された電気事業法の改正により、従来の事業者により自主検査が「定期事業者検査」として義務づけられるとともに、検討が開始する定期検査は、定期事業者検査に立ち代り又は別種検査することにより行われることとなった。 現状における原子炉発電所の保守管理は、事業者が13ヶ月ごとに実施する定期事業者検査が基本となっていることから、同定期検査がこの定期事業者検査の実施にあわせて13ヶ月ごとに行うとしていることは一定の合理性を有するものである。 今後、定期事業者検査の進捗の遅延がどの程度で行われれば安全上重大な問題であるかという観点から評価し、その評価に基づき事業者が原子炉の停止中に行うべき検査項目の増減を定めるよう検討を行うことが必要である。また、例えば、個別設備のフォーマンスを確保した検査内容を実施することなど、定期検査の内容をより実効的かつ柔軟に決定していくための仕組みの導入も考えられるが、これらの評価等の検討も必要なデータの確保が前提となるものと考えられ、まずそのほかの作業を進めることが必要となる。 また、今年6月に開催された総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会において、検査の在り方に関する今後の検討課題について議論され、新しい検査体制の確立と、残された課題の順に取り組んでいく必要性を認識し、リスア戦略の活用についても検討されている。	定期検査は、電気事業法第54条第1項の規定により、原子炉発電所に係る発電タービン並びに発電用原子炉及びその附属設備について、経済産業省原子力安全・保安院又は独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員が定期に行う検査であり、保安検査は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第5項の規定により、保安院定の遵守状況について、経済産業省原子力安全・保安院が定期に行う検査である。また、電気事業法第55条の規定により、事業者が設備の技術基準適合性を定期的に確認する検査(定期事業者検査)の実施が義務づけられている。	z1100032	経済産業省	原子力発電所の設備利用率に関係する規制の緩和	5078	50780054	11	(社)日本経済団体連合会	54	原子力発電所の設備利用率に関係する規制の緩和	定期検査等間隔の延伸：原子炉およびその附属設備の定期検査(定期事業者検査の安全管理審査を含む)の間隔を2年程度に延長すべきである。 官庁立会検査における検査待ち時間発生のお慮 定期検査と保安検査の一本化あるいは定期検査の自主検査化および当面における再検査の重複の排除	設備利用率を向上できる上記事項の導入により、原子力発電所設備の有効利用を図る。 については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下で検査の在り方について検討がなされることとされているが、具体的な制度設計にあたり、全プラントが硬直的に一律13ヶ月に制限される定期検査間隔の見直しやオンラインメンテナンスの導入による運転中検査への移行など、現状の定期検査制度について合理的な制度となるよう見直す。 供用中の原子炉においては原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。	設備利用率を向上できる上記事項の導入により、原子力発電所設備の有効利用を図る。 については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下で検査の在り方について検討がなされることとされているが、具体的な制度設計にあたり、全プラントが硬直的に一律13ヶ月に制限される定期検査間隔の見直しやオンラインメンテナンスの導入による運転中検査への移行など、現状の定期検査制度について合理的な制度となるよう見直す。 供用中の原子炉においては原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。	
電気用品安全法施行令第1条 別表第2、1の9	溶接用ケーブルを含む、電気用品安全法で定める電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業大臣に事業の届出を行わなければならないが、また、これら製造又は輸入に係る電気用品について技術基準への適合義務を負う。	b	公聴会(平成16年度中に実施予定)等、しかるべき手続きを踏み、溶接用ケーブルを電気用品の指定から除外することについて、検討を実施する。			z1100033	経済産業省	溶接用ケーブルの電気用品指定からの除外【新規】	5078	50780057	11	(社)日本経済団体連合会	57	溶接用ケーブルの電気用品指定からの除外【新規】	溶接用ケーブルを電気用品の指定から除外すべきである。	溶接用ケーブルは、電気用品安全法の規制対象であるアーク溶接機の部分品として使用されているので、その安全性はアーク溶接機の基準適合義務を持って担保されている。よって、溶接用ケーブル自体を指定から除外しても安全性は確保される。 指定から除外することにより、製品開発の自由度が高まり、例えば環境配慮型製品等の市場への提供が可能となる。	電気用品安全法施行令により、導体の公称断面積が0.75平方ミリメートル以下の溶接用ケーブルは、電気用品に指定され、規制対象となっていない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード （予定）	制度の 所管官庁	項目 （予定）	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和五十三年八月五日通商産業省告示第三六〇号）	処分を制限する財産の制限期間については、原則減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）で定められている耐用年数に依って定められている。	b		左記の大蔵省令の今後の取扱等を助策した上で、対応を検討する。		z1100034	経済産業省	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定められており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の旧し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が変更するように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの（パソコン・サーバー）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	
中小企業経営革新支援法	中小企業経営革新支援法においては、経営革新計画が、個別中小企業者が単独作成した場合、複数社共同で、代表する社が全て1の県に本店が存在する場合、当該都道府県の知事が、経営革新計画の承認を行う行政庁としている。	c		税の特例措置等、経営革新支援法の承認は、国からの財政支出に直結することから、行政庁の間与が必要と考えられる。 なお、経営革新をきめ細かく支援するために、各県に経営革新支援協議会の設置を求める事務連絡を行っているところであり、中核的支援機関（都道府県中小企業支援センター）も、その構成員として、承認企業に対する指導・アドバイスを行うことを依頼しているところである。		z1100035	経済産業省	中小企業経営革新法の運用改善	5094	50940006	11	和歌山県	6	中小企業経営革新法の運用改善	中小企業経営革新法第16条に基づき都道府県知事が認可することとなっているが、中核的支援機関の長が認可することにされたい。		産業支援機関である中核的支援機関が認可すれば、審査をする行為を通じて、企業に対してアドバイスを実施することや企業の事業計画を把握できることが容易可能となるため。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード （予定）	制度の 所管官庁	項目 （予定）	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
産業技術力強化法 第17条	現在、産業技術力強化法第17条により、産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する中小企業に対して、審査請求料及び第一年から第三年までの特許料の1/2軽減措置を講じているところ。なお、平成15年の通常国会において産業技術力強化法を改正し、平成16年4月より、対象要件をこれまでの「試験研究費等比率3%超の中小企業」に加え、次の - の事業を行う中小企業にも拡大。 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法における認定事業 中小企業技術革新支援制度（SBR）における特定補助金等交付事業 中小企業経営革新支援法における技術に関する研究開発に係る承認事業	1		特許料等の減免は、規制措置ではなく、実質上従来型の削取措置にしか過ぎないため対応不可。		21100036	経済産業省	中小企業の特許関係の料金減免措置の拡充	5095	50950011	11	東京都	11	中小企業の特許関係の料金減免措置の拡充	研究開発型中小企業に限定することなく、全中小企業を減免の適用対象とすること 出願手数料も減免の対象とすること		・特許法の改正により1件当りの総費用が引き下げられるとともに、減免対象となる「資力に乏しい法人」の要件が設立5年以内から10年以内に緩和されるなどの措置が講じられた。 ・しかし、依然として減免制度を享受される対象者が限定されており、また、減免措置の内容も審査請求料や一定期間の特許料に限られている。 ・中小企業における知的財産の取得を促進させるため、特許関係料金の更なる減免措置の拡充が必要である。	